

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
8番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、12月21日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下川崎字東原地内でございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有農地は、23,591㎡です。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では植木の作付けするということです。</p> <p>また、通作については譲受人の居住地から車で10分以内の場所にあるため特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、小谷野伸一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、現在、日高市に居住し、農業を営んでおり、今回申請地に隣接する農地において、植木の苗木の育成を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p>

譲受人からは、今回、植木の作付け計画が提出されています。

なお、所有農地は、すべて適正に管理されています。

通作に関してですが、当該申請農地は譲受人の居住地から車で10分以内の場所ですので、通作には問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、ミニユンボ1台、チップパー1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

8番

特に問題ないとの意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番

苗木の種類と入荷先や出荷先を教えてください。

事務局

苗木の種類ですが、ツツジやドウダンツツジ、マホニアコンフューサの3種類です。入荷先ですが、深谷市の花園です。また、出荷先は個人の方などです。

3番

申請地北側の道路は廃止にせずに残るということで、よろしいでしょうか。

事務局	道路として残ります。
議長	他にご質問ございますでしょうか。
	【なしの声あり】
議長	他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について審議いたします。地区担当委員の柏崎光一委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、12月22日に大野忠司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字南字上中沢地内でございます。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。</p> <p>譲受人の所有地は、5,931㎡です。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では、サトイモ、キュウリなどの露地野菜やお茶の作付けするということです。</p> <p>また、通作については譲受人の居住地から車で35分であり、また、申請地の隣に実家があり、そこに居住する譲受人の母も作業を行うことから特段の問題はないと考えます。</p> <p>以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、柏崎光一委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、現在、入間市に居住し、今回の申請農地に隣接する農地にお</p>

いて、これまで、じゃがいも、大根、白菜、ゴボウなどの露地野菜の農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、サトイモ、キュウリなどの露地野菜やお茶の作付け計画が提出されています。

なお、所有農地は、すべて適正に管理されています。

通作に関してですが、当該申請農地は譲受人の居住地から車で35分であり、また、申請地の隣に実家があり、そこに居住する譲受人の母も作業を行うことから通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、刈払機1台、茶作業機（お茶刈機）1台、草刈機3台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました大野忠司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

6番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

ます。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について審議いたします。  
地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、12月21日に吉田勝紀会長、内野博司推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、大字上直竹下分字下川崎地内でございます。  
現地の状況は、栗の木が6本、梅の木が2本あり、草刈りされておりました。  
譲受人は、農業経営を開始したく申請されるということです。  
譲受人の所有地は、ございません。  
譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では、じゃがいも、キュウリ、トマトなどの露地野菜、また、ブルーベリー、イチジクなど果樹の作付けするということです。  
また、通作については譲受人の居住地に隣接しているため特段の問題はないと考えます。  
以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思えます。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況につきましては、大久保博司委員の説明のとおりです。  
譲受人は、現在、妻と二人で申請地付近に居住しており、大工業を営んでいます。このたび、自家消費を目的として農業経営を開始するため申請するものです。  
譲受人からは、じゃがいも、キュウリ、トマトなどの露地野菜、また、ブルーベリー、イチジクなど果樹の作付け計画が提出されています。  
なお、所有農地はありませんが、これまでに妻の実家の畑にて農作業の

経験が10年ほどあります。

通作に関してですが、当該申請農地は譲受人の居住地に隣接しておりますので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台を自己資金にて導入する予定です。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大久保博司委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

3番

今年度の獣害の状況を教えてください。

事務局長

鳥獣被害の推移については、鳥獣被害対策室を設置してから比較すると、数としては、減少傾向にあります。ただし、作付けに電気柵が不要となるまでの根本的な解決までには至ってはおりませんので、今後も補助金などでサポートしていきたいと思っております。

議長

イノシシについては、減っておりますが、鹿については、増えております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】

議長

他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-3について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について審議いたします。  
地区担当委員の小谷野伸一委員より現地調査報告をお願いいたします。

8番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、12月21日に河野和昭推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字芦荊場字西原地内でございます。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるということです。

譲受人の所有地は、6,803㎡です。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画では、ゴマの作付けするということです。

また、通作については譲受人の居住地から車で2~3分のところにあるため特段の問題はないと考えます。

以上のことから現地調査をしたところでは、この所有権移転は適当であると思います。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、小谷野伸一委員の説明のとおりです。

譲受人は、現在、申請地付近に居住し、ネギ、ゴマ、サトイモといった露地野菜の農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人からは、ゴマの作付け計画が提出されています。

なお、所有農地は、すべて適正に管理されております。

通作に関してですが、当該申請農地は譲受人の居住地から車で2～3分のところですので、通作にはまったく問題ないと考えます。

こうしたところから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、令和3年12月7日、同日農業委員会受付となっております。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、トラクター1台を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました河野和昭推進委員から、何か意見等預かっていますか。

8番

問題ないとの意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、何かご意見、ご質問等ございますか。

5番

経営面積のうち、貸付面積があるとのことですが、第3者に貸し付けているということですか。

事務局

そのとおりです。平松地区の農地を利用権設定にて貸し付けていると聞き取りをしております。

議長

他にご質問ございますでしょうか。

【なしの声あり】



議長	<p>他に無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p><b>【全員挙手】</b></p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。      続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議をいたします。      それでは事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b>      説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。      地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
10番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、12月21日に吉田勝紀委員、内野博司推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。      申請地は大字上畑字中堂地内でございます。      農地の現状は、保全管理されております。      周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。      現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。      説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。      申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。      現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。      申請人は、現在、新座市の賃貸住宅にて妻と子ども5名で生活をしており</p>

ます。

申請人は以前より、自然豊かな場所で家族とともに家庭菜園をしながら生活することを希望しており、また、東京都内への通勤が可能となるエリアということで近隣市町村を選定範囲として探していたところ、飯能住まい制度を知り、制度を活用し申請するものです。

飯能住まい制度としては、49件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して土地購入費、建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済並びに開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査しましたが、大久保博司委員の説明のとおりです。

同行して現地調査していただきました内野博司推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

10番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ござ

議長	<p>いますか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の綿貫由美子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
2番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、12月21日に保谷剛正推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は大字下加治字向台地内でございます。</p> <p>農地の現状は、保全管理されております。</p> <p>周辺農地への影響ですが、特段問題はないと考えます。</p> <p>現地調査においては、この農地転用許可申請は適当であると考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、綿貫由美子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在、飯能市内の賃貸住宅にて妻と子どもの3名で生活しております。</p> <p>申請人は結婚しお子さんを授かってから、現在の賃貸住宅では手狭になり、住宅新築を検討していたところ、妻の実家が所有している当該申請地に分家住宅として持ち家を建築する計画を立てました。</p> <p>当該申請地の隣には妻の実家があり、今後、両親、祖父母の協力も得やすく、保育園や学校も近くにあり、通勤にも支障のないことから当該申請地に</p>

住宅を建築したく申請をするものです。

申請年月日は、令和3年12月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準についてご説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して建築費に対し、全額融資にて対応するとのことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はないと考えます。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して現地調査していただきました保谷剛正推進委員何から、何か意見等預かっていますか。

2番

同様の意見をいただいております。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

議長	<p>【なしの声あり】</p> <p>無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
議長	<p>【全員挙手】</p> <p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。</p> <p>大河原佐智子委員に調査報告をお願いします。</p>
7番	<p>議案第3号租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書の整理番号1について、12月22日、的板徳市推進委員とともに現地調査をしましたので、その状況を報告いたします。</p> <p>申請地は、大字飯能字月畝にある畑5筆2, 863㎡で、現況は果樹などが作付けされております。</p> <p>相続人は、大字飯能で農業経営をしている方です。</p> <p>相続人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩で10分とのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、相続人の相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付については、適当であると考えます。</p> <p>現地調査の報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>

それでは、議案第3号租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明の整理番号租税70-1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第七十条の六により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地であって、市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地、又は都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域以外の農地に該当するものを指します。

申請地は相続人の住宅から車で1分ほどの距離にあり、計2,863㎡の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地です。

現地については、ネギ、ダイコンなどの露地野菜のほか、桑の木などが植えられており、良好に管理しております。

なお、申請人に作付計画を確認したところ、のらぼう、サトイモ、ブルーベリーなどの作付けの準備をしているとのことでした。

申請年月日は、令和3年11月26日、同日農業委員会受付となっております。

次に、租税特別措置法に基づく適格者証明の検討事項について説明します。

1つ目、被相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(1)のいずれかに該当するかですが、イの死亡の日まで農業を営んでいた人に該当します。

2つ目、相続人が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(2)のいずれかに該当するかですが、イの相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人に該当します。

3つ目、農地が国税庁発出4147の農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例2の(3)のいずれかに該当するかですが、イの被相続人が農業の用に供していた農地等で相続税の申告期限までに遺産分割されたものに該当します。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明を交付することで問題ないと考えられます。

議長	<p>同行して調査していただいた的板徳市推進委員から、何か意見を預かっていますか。</p>
7番	<p>特にございません。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局からの補足説明のあった議案第3号租税特別措置法第70条6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、何かご意見、ご質問等ございますか。</p>
	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、適格者証明書を交付することに賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を交付することといたします。      続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。  <b>【議案書読み上げ】</b>      なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農用地利用集積計画（案）について補足説明いたします。      整理番号1番の方は、利用権の設定の更新になります。      経営作物は主に多品目の固定種などの露地野菜を作付けしております。      販路としては、主に個人宅への販売や市内のお店、飲食店への卸しなどです。      整理番号2番の方は、利用権の設定の更新になります。      経営作物は、主に枝豆やブロッコリー等の露地野菜になります。      販路としては、スーパーへの出荷などです。      農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、全員の方が適合するものと判断されます。      次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行う</p>

議長	<p>と認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>また、口、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不承認に該当するものではありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による農地転用届出及び、報告第2号農地法第32条第1項の規定による遊休農地判定の結果についてご確認していただき、質問等あればお願いいたします。</p> <p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無しとのことですので、次にその他事項に移らせて頂きます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>【付議案件4「その他」に記載】</p>
事務局	<p>以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。</p> <p>閉会を柏崎光一会長職務代理から申し上げます。</p>
会長職務代理	<p>以上をもちまして、令和3年12月飯能市農業委員会総会を閉会します。</p>